

条例名称及び前文について

1 市長の意向を踏まえた方向性について

諮問案の決裁時に市長から、「国が一元的に規定を行うことは以前からの要望であった。なぜ自治体ごとに個人情報保護の条例の規定が異なるのか従前から疑問を抱いていた。国の規定に則り他の自治体に揃えるべきである。」との意向を聞き取りしています。本市としては、法に許容される範囲で現行水準を維持する規定は独自に行う一方、名称を含めた形式的な部分に独自色は出さないこととさせていただきたく存じます。

2 条例名称について

新規制定する条例の名称は、法の施行に係ることを示す今回の事案以外の場合には、次の点を踏まえることが適当であるとの本市の原則があります。

- ・ 現行条例とは異なる別個の条例名称であること
- ・ 法に基づく場合、規律の基となる法の名称を踏まえること

以上の点と、法の施行に係る条例である点から、次の3つの形式が許容されます。

1. 「横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例」
2. 「横須賀市個人情報保護法施行条例」
3. 「横須賀市個人情報の保護に関する条例」

本市としては今回の法改正を踏まえた新規制定であり、市民に誤解を与えないよう「法律正式名称」＋「法の施行に係る条例であることを示していること」を踏まえ、3つの形式の特徴を比較したうえで、1を名称といたしたく存じます。

なお、多くの自治体は1または2の形式の名称を採用しており、「施行条例」が通称名として情報共有がなされています。

3 条例への前文規定について

前文とは、その法令の制定の趣旨、目的、基本原則を述べたものとされており、その法令の制定の理念を強調して宣明する必要がある場合に置かれるものとされています。本市においても、主に議員提案条例のような、その条例自体に強く理念を強調する条例以外に前文を設けているものはありません。

さらに、今回制定する条例は、第1条の趣旨を「個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものとする。」とするように、法が基となっており、実態

として、この条例そのものに対し、現行条例のような制定理念や思いを有するものではなくなくなってしまっています。そのため、この条例中に前文を置くことは、市民にこの条例そのものに市が強い理念を持っているとの誤解を生じさせる可能性があり、なじまないものと考えます。

また、本市の情報の活用に係る方針をお伝えしてきたところですが、その活用は条例ではなく法を根拠とするものと考えており、その面からも、本市の方針を改めてこの条例中に示すことはなじまないと考えます。

4 周知啓発への取り組みについて

周知啓発については、ホームページ広報等により、「制度が変わっていくこと」、「本市がこれまでどのように個人情報の保護に取り組み、今後どのように個人情報の保護に取り組むか」ということを市民の目に触れる形で実質的に広く伝えていくことが肝要と考えます。条例本体を通じての周知啓発は適いませんが、今回いただいた委員長提案の前文に相当する内容につきましては、当該広報を目的としたホームページや、パブリックコメント募集時に掲載させていただき、これまでの本市の取り組みについて、より一層の広報等に取り組んでまいります。

現時点で、法改正にかかる職員への周知が不十分であったことについては、当課の取り組み不足であり、お詫びいたします。今後はより一層の意識の啓発を図ると共に、現行条例において積み上げたものを引き継ぐという面では、庁内用の事務対応ガイド（仮）の解説において、現行条例のエッセンスを法に反しない範囲でポイントとして盛り込むなど、取り組んでまいります。

5 最後に

当審議会の委員各位に置かれましては、長きにわたり、現行の個人情報保護法に基づく個人情報保護の運営に関し、多大なるご尽力をいただき、本市の個人情報保護の水準を高いものとしてこられたことに深く感謝いたします。そこには現事務局職員には計り知れない思いをお持ちであることと存じます。誠に恐れながら、その思いにつきましては、答申の前書き（あるいはまとめ）においてお示しいただきますよう何卒お願い申し上げます。

国と地方の関係性に対し、大きな議論を投げかけた今般の制度改正ですが、個人情報保護に関し本市が市民に対し負う責任は、法が根拠となったとしても変わらないものと考えます。本市は、法の外、条例に限らず、規則要綱要領等を十分に活用し、個人情報保護の責任を果たせるよう本制度を運用していく所存です。